

**「旭区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続」における
業務実施指示契約結果(令和8年7月分)**

1 基本・本体業務・指示業務契約締結日

令和7年4月1日

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 根拠法令(随意契約理由)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G5)

※具体的かつ詳細な随意契約理由は別紙のとおり

4 業務実施指示契約結果

No.	案 件 名 称	種別	業務実施指示契約の 成立日	契約金額(税込)
1	旭区民センター 水の中庭池底及び擁壁の修繕	修繕等業務	令和8年7月6日	4,999,500

※ 業務実施指示契約結果の公表方法について

- (1) 入札契約情報等の公表に関する要綱(以下、「要綱」という。)第2条第1項の規定に基づき、予定価格が200万円を超える業務実施指示契約について公表する。
- (2) 再委託情報は、要綱第2条第2項の規定により、業務実施指示契約金額が1000万円を超えるものについて別途公表する。
- (3) 公表時期は、要綱第4条第2項の規定に基づき、前月1日から前月末日までに契約したものを当月末日までに実施する。
- (4) 公表期間は、要綱第4条第3項の規定に基づき、業務実施指示契約の成立日から1年を経過した日までとする。